

## パートナーシップ宣誓継続申告書

(あて先) 三重県知事

三重県パートナーシップ宣誓制度実施要綱第16条第3項の規定により、住所の異動前に連携自治体からパートナーシップ関係にある旨の証明としてパートナーシップ宣誓に係る宣誓書受領証等を交付されたこと、及び互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合う関係を継続していることを申告します。

なお、申告があったことを住所の異動前の連携自治体に通知することに同意します。

記入日 年 月 日

ふりがな		
氏名又は通称名		
旧住所		
新住所	<input type="checkbox"/> 転居済み <input type="checkbox"/> 転居予定(月 日)	<input type="checkbox"/> 転居済み <input type="checkbox"/> 転居予定(月 日)
連絡先電話番号		
要件	<input type="checkbox"/> 三重県パートナーシップ宣誓制度実施要綱第3条に規定されている要件をすべて満たしています。※要件については、裏面参照	
当初の宣誓日	<input type="checkbox"/> 裏面に記載を希望する(年 月 日) <input type="checkbox"/> 希望しない	

代筆者

ふりがな	
氏名	
住所	

宣誓者の欄は自署してください。やむをえない場合は代書が可能ですが、下段に代書者の氏名をご記入ください。

以下は、県関係での記入欄です。

交付	年 月 日
番号	

氏名( )	個人番号カード・旅券・運転免許証・その他( )	備考
氏名( )	個人番号カード・旅券・運転免許証・その他( )	備考

**【宣誓の要件】**（「三重県パートナーシップ宣誓制度実施要綱」第3条）

- ・互いを人生のパートナーとし、日常の生活において、相互に協力しあうことを約束した関係であること。その一方又は双方が、「性的指向（自己の恋愛又は性的な関心の対象となる性別についての指向）が必ずしも異性愛のみではない者又は性自認（自己の性別についての認識）が出生時の性と異なる者」である。
- ・双方がともに成年に達していること。
- ・いずれか一方が県内に住所を有しているか、又は県内への転入を予定していること。
- ・双方に配偶者がいないことおよび宣誓者以外の者とパートナーシップの関係（他の地方公共団体のパートナーシップ制度等を含む）にないこと。
- ・双方が、当事者同士が近親者（直系血族、三親等以内の傍系血族、直系姻族。）でないこと。ただし、養子縁組によって近親者となった者を除く。